

30福保医人第2303号  
平成31年1月24日

各特別区保健所長  
各保健所政令市保健所長 } 殿



東京都福祉保健局医療政策部長  
(公印省略)

人工知能 (AI) を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの  
利用と医師法第17条の規定との関係について

日頃から、東京都の保健医療政策につきまして、格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、このことにつきまして、厚生労働省医政局医事課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会には、都から別途通知しておりますので申し添えます。

記

送付通知

「人工知能 (AI) を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」(平成30年12月19日付医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長通知)

【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当  
電話番号：03(5320)4434(直通)